

木津川市空家等及び空住戸等の適切な管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、木津川市空家等及び空住戸等の適切な管理に関する条例（令和3年木津川市条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(立入調査等に係る様式)

第3条 条例第5条第2項の規定による報告徴収は、空住戸等に係る事項に関する報告徴収書（別記様式第1号）により行うものとする。

- 2 前項の規定による報告徴収を受けて報告する者は、空住戸等に係る事項に関する報告書（別記様式第2号）を提出するものとする。
- 3 条例第5条第3項に規定する通知は、立入調査実施通知書（別記様式第3号）により行うものとする。

(立入調査員証に係る様式)

第4条 条例第5条第4項に規定する身分を示す証明書は、立入調査員証（別記様式第4号）とする。

(管理不全空家等又は管理不全空住戸等の認定に係る様式)

第5条 条例第7条に規定する管理不全空家等又は管理不全空住戸等の認定は、管理不全空家等認定通知書（別記様式第5号）又は管理不全空住戸等認定通知書（別記様式第6号）により行うものとする。

(管理不全空住戸等に対する指導に係る様式)

第6条 条例第8条第1項に規定する指導は、管理不全空住戸等に対する指導書（別記様式第7号）により行うものとする。

(管理不全空住戸等に対する勧告に係る様式)

第7条 条例第8条第2項に規定する勧告は、管理不全空住戸等に対する勧告書（別記様式第8号）により行うものとする。

（特定空家等又は特定空住戸等の認定に係る様式）

第8条 条例第9条第1項に規定する特定空家等又は特定空住戸等の認定は、特定空家等認定通知書（別記様式第9号）又は特定空住戸等認定通知書（別記様式第10号）により行うものとする。

（特定空住戸等に対する助言又は指導に係る様式）

第9条 条例第10条第1項に規定する助言又は指導は、特定空住戸等に対する助言・指導書（別記様式第11号）により行うものとする。

（特定空住戸等に対する勧告に係る様式）

第10条 条例第10条第2項に規定する勧告は、特定空住戸等に対する勧告書（別記様式第12号）により行うものとする。

（特定空住戸等に対する命令に係る様式）

第11条 条例第10条第3項の規定による命令は、命令書（別記様式第13号）により行うものとする。

2 条例第10条第4項に規定する通知書は、命令に係る事前の通知書（別記様式第14号）により行うものとする。

3 前項の規定による通知を受けて意見を述べようとする者は、意見書（別記様式第15号）を提出するものとする。

4 条例第10条第5項に規定する請求は、意見聴取請求書（別記様式第16号）により行うものとする。

5 条例第10条第7項に規定する通知は、意見聴取通知書（別記様式第17号）により行うものとする。

（代執行に係る様式）

第12条 条例第10条第9項の規定による代執行（以下「代執行」という。）に係る行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項に規定する戒告は、戒告書（別記様式第18号）により行うものとする。

2 代執行に係る行政代執行法第3条第2項に規定する代執行令書は、代執行令書(別記様式第19号)により行うものとする。

3 代執行に係る行政代執行法第4条に規定する証票は、執行責任者証(別記様式第20号)とする。

(標識に係る様式)

第13条 条例第10条第10項に規定する標識は、標識(別記様式第21号)とする。

(公示の方法)

第14条 条例第10条第10項に規定する規則で定める方法は、木津川市公式条例(平成19年木津川市条例第3号)第2条第2項に定める掲示場における掲示その他適当と認める方法とする。

(緊急安全措置に係る様式)

第15条 条例第11条第2項に規定する通知は、緊急安全措置実施通知書(別記様式第22号)により行うものとする。

2 条例第11条第3項に規定する身分を示す証明書は、緊急安全措置従事者証(別記様式第23号)とする。

3 条例第11条第4項の規定による費用の徴収は、緊急安全措置費用請求書(別記様式第24号)により行うものとする。

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

第 号
年 月 日

様

木津川市長

印

空住戸等に係る事項に関する報告徴収書

あなたが所有又は管理する下記空住戸等に対し、木津川市空家等及び空住戸等の適切な管理に関する条例（令和3年木津川市条例第10号。以下「条例」という。）第10条の規定の施行のため、下記のとおり条例第5条第2項の規定に基づき当該空住戸等に関する事項について報告を求めます。

記

1. 対象となる空住戸等

所在地

用 途

所有者等の住所及び氏名

2. 報告を求める内容

3. 報告の提出先

4. 報告の期限

- ・上記4の期限までに上記3の者まで報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、条例第14条の規定に基づき、5万円以下の過料に処せられることがあります。
- ・当該空住戸等が特定空住戸等に該当すると認められた場合、又は既に当該空住戸等が特定空住戸等に該当すると認められている場合、条例第10条第1項及び第2項の規定に基づき、周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、助言・指導、勧告を行うことがあります。

(裏)

教示

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、木津川市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、木津川市を被告として（訴訟において木津川市を代表する者は木津川市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年　月　日

木津川市長 宛て

提出者 住 所
氏 名
電話番号

法人の場合は、主たる事務所の所在地、
名称、代表者の氏名及び電話番号

空住戸等に係る事項に関する報告書

木津川市空家等及び空住戸等の適切な管理に関する条例（令和3年木津川市条例第10号。以下「条例」という。）第5条第2項の規定に基づき、年月日 第 号により報告を求められた空住戸等に係る事項について、下記のとおり報告します。

記

1. 対象となる空住戸等

所在地

用 途

所有者等の住所及び氏名

2. 報告事項

3. 添付書類

※ 上記2及び3について、虚偽の報告をした者は、条例第14条の規定に基づき、5万円以下の過料に処せられることがあります。

第 号
年 月 日

様

木津川市長

印

立入調査実施通知書

あなたが所有又は管理する下記空住戸等は、木津川市空家等及び空住戸等の適切な管理に関する条例（令和3年木津川市条例第10号。以下「条例」という。）第5条第2項の規定に基づく立入調査を下記のとおり実施しますので、同条第3項の規定に基づき通知します。

記

1. 対象となる空住戸等

所在地

用 途

所有者等の住所及び氏名

2. 立入調査を実施しようとする事由

3. 立入調査の日時

4. 立入調査を実施する者及び連絡先

- ・この立入調査を実施するに当たり、所有者等の方の立会いをお願いしたいので、ご連絡ください。なお、所有者等の方の立会いがない場合でも立入調査を実施します。
- ・立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、条例第14条の規定に基づき、5万円以下の過料に処せられることがあります。

(表面)

第 号

立入調査員証

所 属
職 名
氏 名
生年月日

写 真

上記の者は、木津川市空家等及び空住戸等の適切な管理に関する条例第5条第2項の規定に基づく立入調査の権限を有する者であることを証明する。

年 月 日発行（ 年 月 日まで有効）

木津川市長

印

(裏面)

木津川市空家等及び空住戸等の適切な管理に関する条例（令和3年木津川市条例第10号）（抜粋）

第5条（以上略）

2 市長は、第10条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、空住戸等の所有者等に対し、当該空住戸等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空住戸等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空住戸等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空住戸等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第2項の規定により空住戸等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（注意）この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

第　　号
年　　月　　日

様

木津川市長

印

管理不全空家等認定通知書

あなたが所有又は管理する下記空家等は、木津川市空家等及び空住戸等の適切な管理に関する条例（令和3年木津川市条例第10号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する管理不全空家等に該当すると認められ、条例第7条に規定する管理不全空家等の認定をしましたので通知します。

記

1. 対象となる空家等

所在地

用途

所有者等の住所及び氏名

2. 管理不全空家等の認定をした事由

3. 連絡先

第 号
年 月 日

様

木津川市長

印

管理不全空住戸等認定通知書

あなたが所有又は管理する下記空住戸等は、木津川市空家等及び空住戸等の適切な管理に関する条例（令和3年木津川市条例第10号。以下「条例」という。）第2条第4号の管理不全空住戸等に該当すると認められ、条例第7条に規定する管理不全空住戸等の認定をしましたので通知します。

記

1. 対象となる空住戸等

所在地

用途

所有者等の住所及び氏名

2. 管理不全空住戸等の認定をした事由

3. 連絡先

第　　号
年　　月　　日

様

木津川市長

印

管理不全空住戸等に対する指導書

あなたが所有又は管理する下記管理不全空住戸等は、 年 月 日付け
第 号により必要な措置をとるよう通知しましたが、現在に至っても当該
措置がなされていません。

ついては、木津川市空家等及び空住戸等の適切な管理に関する条例（令和3年
木津川市条例第10号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定に基づき、
下記のとおり措置をとるよう指導します。

記

1. 対象となる管理不全空住戸等

所在地

用 途

所有者等の住所及び氏名

2. 指導に係る措置の内容

3. 指導に至った事由

4. 指導の責任者及び連絡先

5. 措置の期限

- ・上記5の期限までに上記2の措置を実施した場合は、遅滞なく上記4の者まで報告してください。
- ・上記5の期限までに正当な理由がなくて上記2の措置をとらなかった場合は、条例第8条第2項の規定に基づき、当該措置をとることを勧告することがあります。

第　　号
年　　月　　日

様

木津川市長

印

管理不全空住戸等に対する勧告書

あなたが所有又は管理する下記管理不全空住戸等について、年　月
日付け 第 号により、あなたに対して対策を講じるように指導してきたと
ころであります。現在に至っても改善がなされていません。

については、木津川市空家等及び空住戸等の適切な管理に関する条例（令和3年
木津川市条例第10号。）第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり措置をと
ることを勧告します。

記

1. 対象となる管理不全空住戸等

所在地

用 途

所有者等の住所及び氏名

2. 勧告に係る措置の内容

3. 勧告に至った事由

4. 勧告の責任者及びその連絡先

5. 措置の期限

- ・上記5の期限までに上記2の措置を実施した場合は、遅滞なく上記4の者ま
で報告してください。

第　　号
年　　月　　日

様

木津川市長

印

特定空家等認定通知書

あなたが所有又は管理する下記空家等は、木津川市空家等及び空住戸等の適切な管理に関する条例（令和3年木津川市条例第10号。以下「条例」という。）第2条第5号に規定する特定空家等に該当すると認められ、条例第9条第1項に規定する特定空家等の認定をしましたので通知します。

記

1. 対象となる空家等

所在地

用途

所有者等の住所及び氏名

2. 特定空家等の認定をした事由

3. 連絡先

第 号
年 月 日

様

木津川市長

印

特定空住戸等認定通知書

あなたが所有又は管理する下記空住戸等は、木津川市空家等及び空住戸等の適切な管理に関する条例（令和3年木津川市条例第10号。以下「条例」という。）第2条第6号の特定空住戸等に該当すると認められ、条例第9条第1項に規定する特定空住戸等の認定をしましたので通知します。

記

1. 対象となる空住戸等

所在地

用途

所有者等の住所及び氏名

2. 特定空住戸等の認定をした事由

3. 連絡先

第　　年　　月　　日
号　　日

様

木津川市長

印

特定空住戸等に対する助言・指導書

あなたが所有又は管理する下記特定空住戸等は、 年 月 日付け
第 号により必要な措置をとるよう通知しましたが、現在に至っても当該措置
がなされていません。

については、木津川市空家等及び空住戸等の適切な管理に関する条例（令和3年
木津川市条例第10号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定に基づき、
下記のとおり措置をとるよう助言・指導します。

記

1. 対象となる特定空住戸等

所在地

用 途

所有者等の住所及び氏名

2. 助言・指導に係る措置の内容

3. 助言・指導に至った事由

4. 助言・指導の責任者及び連絡先

5. 措置の期限

- ・上記5の期限までに上記2の措置を実施した場合は、遅滞なく上記4の者まで報告してください。
- ・上記5の期限までに正当な理由がなくて上記2の措置をとらなかった場合は、条例第10条第2項の規定に基づき、当該措置をとることを勧告することがあります。

第　　号
年　　月　　日

様

木津川市長

印

特定空住戸等に対する勧告書

あなたが所有又は管理する下記特定空住戸等について、年　月　日付
け　第　号により、あなたに対して対策を講じるように指導してきたところ
であります。現在に至っても改善がなされていません。

ついては、木津川市空家等及び空住戸等の適切な管理に関する条例（令和3年
木津川市条例第10号。以下「条例」という。）第10条第2項の規定に基づき、
下記のとおり措置をとることを勧告します。

記

1. 対象となる特定空住戸等

所在地

用　途

所有者等の住所及び氏名

2. 勧告に係る措置の内容

3. 勧告に至った事由

4. 勧告の責任者及びその連絡先

5. 措置の期限

- ・上記5の期限までに上記2の措置を実施した場合は、遅滞なく上記4の者まで報告してください。
- ・上記5の期限までに正当な理由がなくて上記2の措置をとらなかつた場合は、条例第10条第3項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。

第 年 月 日
号
様

木津川市長

印

命令書

あなたが所有又は管理する下記特定空住戸等は、 年 月 日付け 第 号により木津川市空家等及び空住戸等の適切な管理に関する条例（令和3年木津川市条例第10号。以下「条例」という。）第10条第3項の規定に基づき命ずる旨を事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていないとともに、当該通知に示した意見書等の提出期限までに意見書等の提出がなされませんでした。

については、下記のとおり措置をとることを命令します。

記

1. 対象となる特定空住戸等

所在地

用 途

所有者等の住所及び氏名

2. 措置の内容

3. 命ずるに至った事由

4. 命令の責任者及びその連絡先

5. 措置の期限

- ・上記2の措置を実施した場合は、遅滞なく上記4の者まで報告してください。
- ・上記5の期限までに上記2の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、条例第10条第9項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続に移行することができます。

教示

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、木津川市長に対して審査請求することができます。
- 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、木津川市を被告として（訴訟において木津川市を代表する者は木津川市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号
年 月 日

様

木津川市長

印

命令に係る事前の通知書

あなたが所有又は管理する下記特定空住戸等は、 年 月 日付け
第 号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置
がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、木津川市空家等及び空住戸等の適切な
管理に関する条例（令和3年木津川市条例第10号。以下「条例」という。）第
10条第3項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることを命令すること
となりますので通知します。

なお、あなたは、条例第10条第4項の規定に基づき、本件に関し意見書及び
自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第5項の規定に基づき、
本通知の交付を受けた日から5日以内に、木津川市長に対し、意見書の提出に代
えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

記

1. 対象となる特定空住戸等

所在地

用 途

所有者等の住所及び氏名

2. 命じようとする措置の内容

3. 命ずるに至った事由

4. 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先

5. 意見書の提出期限

- 上記2の措置を実施した場合は、遅滞なく上記4の者まで報告してください。

年　月　日

意見書

木津川市長 宛て

提出者 住 所
氏 名
電話番号

法人の場合は、主たる事務所の所在地、
名称、代表者の氏名及び電話番号

木津川市空家等及び空住戸等の適切な管理に関する条例（令和3年木津川市条例第10号）第10条第4項の規定に基づき、下記のとおり意見を述べます。

記

対象となる特定空住戸等	所在地 用 途
命令の原因となる事実についての意見	
証拠書類等の有無	有（書類の名称： ）・ 無

備考

1. 所定の欄に記載することができない場合は、別紙に記載の上添付してください。
2. 証拠書類等を提出する場合は、添付してください。

年　月　日

意見聴取請求書

木津川市長 宛て

提出者 住 所
氏 名
電話番号

法人の場合は、主たる事務所の所在地、
名称、代表者の氏名及び電話番号

年　月　日付け 第　号により命令に係る事前の通知があった特定空き住戸等について、木津川市空家等及び空住戸等の適切な管理に関する条例（令和3年木津川市条例第10号）第10条第5項の規定に基づき、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を請求します。

第 号
年 月 日

様

木津川市長

印

意見聴取通知書

木津川市空家等及び空住戸等の適切な管理に関する条例（令和3年木津川市条例第10号）第10条第6項の規定に基づき、下記のとおり公開による意見の聴取を行いますので、同条第7項の規定により通知します。

記

1. 対象となる特定空住戸等

所在地

用 途

2. 命じようとする措置の内容

3. 意見の聴取の期日

4. 意見の聴取の場所

5. 連絡先

第 号
年 月 日

様

木津川市長

印

戒告書

あなたに対し、 年 月 日付け 第 号によりあなたが所有又は管理する下記特定空住戸等について下記措置を行うよう命じました。この命令を

年 月 日までに履行しないときは、木津川市空家等及び空住戸等の適切な管理に関する条例（令和3年木津川市条例第10号）第10条第9項の規定に基づき、下記特定空住戸等について下記措置を執行いたしますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定によりその旨戒告します。

なお、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づき、あなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

1. 特定空住戸等

- (1) 所在地
- (2) 用途
- (3) 構造
- (4) 規模
- (5) 所有者等の住所及び氏名

2. 措置の内容

教示

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、木津川市長に対して審査請求することができます。
- 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、木津川市を被告として（訴訟において木津川市を代表する者は木津川市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号
年 月 日

様

木津川市長

印

代執行令書

年 月 日付け 第 号によりあなたが所有又は管理する下記
特定空住戸等について下記措置を 年 月 日までに行うよう戒告しま
したが、指定の期日までに義務が履行されませんでしたので、木津川市空家等及
び空住戸等の適切な管理に関する条例（令和3年木津川市条例第10号）第10
条第9項の規定に基づき、下記のとおり代執行を行いますので、行政代執行法
(昭和23年法律第43号) 第3条第2項の規定により通知します。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づき、あ
なたから徴収します。また、代執行によりその物件その他の資材について損害が
生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

1. 年 月 日付け 第 号により戒告した措置の内容

2. 代執行の対象となる特定空住戸等

3. 代執行の時期

4. 執行責任者

5. 代執行に要する費用の概算見積額

教示

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、木津川市長に対して審査請求することができます。
- この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、木津川市を被告として（訴訟において木津川市を代表する者は木津川市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求することや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(表面)

第 号

執行責任者証

所 属
職 名
氏 名
生年月日

写 真

上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証する。

年 月 日発行

木津川市長

印

記

1. 代執行をなすべき事項

代執行令書（ 年 月 日付け 第 号）記載の木津川市
の建築物の除却（修繕、立木竹の伐採等）

2. 代執行をなすべき期間

(裏面)

木津川市空家等及び空住戸等の適切な管理に関する条例（令和3年木津川市
条例第10号）（抜粋）

第10条（以上略）

9 市長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措
置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないと
き又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代
執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者の
なすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

10～12（略）

行政代執行法（昭和23年法律第43号）（抜粋）

第4条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者
たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でも
これを呈示しなければならない。

標識

下記特定空住戸等の所有者等は、木津川市空家等及び空住戸等の適切な管理に関する条例（令和3年木津川市条例第10号）第10条第3項の規定に基づき措置をとることを、 年 月 日 第 号により、命ぜられています。

記

1. 対象となる特定空住戸等
所在地
用 途
2. 措置の内容
3. 命ずるに至った事由
4. 命令の責任者及びその連絡先
5. 措置の期限

第 号
年 月 日

様

木津川市長

印

緊急安全措置実施通知書

あなたが所有又は管理する下記空家等又は空住戸等は、木津川市空家等及び空住戸等の適切な管理に関する条例（令和3年木津川市条例第10号）第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり緊急安全措置を講じましたので、同条第2項の規定により通知します。

記

1. 対象となる空家等又は空住戸等
所在地
用 途
所有者等の住所及び氏名
2. 講じた緊急安全措置の内容
3. 講じた緊急安全措置の実施日
4. 緊急安全措置を講じた事由
5. その他

(表面)

第 号

緊急安全措置従事者証

所 属
職 名
氏 名
生年月日

写 真

上記の者は、木津川市空家等及び空住戸等の適切な管理に関する条例第11条第1項の規定に基づく緊急安全措置を行う権限を有する者であることを証する。

年 月 日発行（ 年 月 日まで有効）

木津川市長

印

(裏面)

木津川市空家等及び空住戸等の適切な管理に関する条例（令和3年木津川市条例第10号）（抜粋）

第11条 市長は、空家等又は空住戸等の倒壊等による人の生命、身体又は財産に対する重大な危害が及ぶことを回避するため緊急の必要があると認めるときは、これを回避するために必要かつ最小限度の措置等（以下「緊急安全措置」という。）を自ら行い、又は第三者をして講ずることができる。

2 市長は、緊急安全措置を講じたときは、空家等又は空住戸等の所在地及び当該緊急安全措置の内容を当該空家等又は当該空住戸等の所有者等に通知しなければならない。ただし、過失がなくて空家等又は空住戸等の所有者等又はその連絡先を確知することができないときは、当該緊急安全措置を行った旨を公告しなければならない。

3 緊急安全措置を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 （略）

（注意）この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

第 号
年 月 日

様

木津川市長

印

緊急安全措置費用請求書

木津川市空家等及び空住戸等の適切な管理に関する条例(令和3年木津川市条例第10号)第11条第4項の規定に基づき、下記のとおり緊急安全措置に係る費用を請求します。

記

緊急安全措置費用 金 円

内訳